関西５府県連携香港向け訪日教育旅行ファムトリップ実施業務委託仕様書

1. 適用

　本仕様書は、関西５府県連携教育旅行誘致事業実行委員会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「関西５府県連携香港向け訪日教育旅行ファムトリップ実施業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

1. 事業の名称

「関西５府県連携香港向け訪日教育旅行ファムトリップ実施業務」

1. 事業の目的

　香港の教育旅行関係者を対象に、関西５府県への招請事業を実施し、各府県での体験や交流を通して教育旅行造成にかかる情報や各府県の魅力を発信することにより、関西への教育旅行の誘致促進を図る。

1. 事業の概要

　香港の教育旅行関係者を対象に、関西への教育旅行の誘致促進を図るべく、関西の学校視察をはじめとした教育旅行関連施設等や多彩な観光資源を紹介するファムトリップを実施する。

・日　　程：令和5年12月23日（土）～令和5年12月27日（水）　4泊5日

※12月23日15:30関西国際空港での出発式から12月27日12:30さかい利晶の杜の

解散式まで

・行　　程：（別紙１）行程表参照

※12月23日～25日までは２コースに分かれて視察。12月25日の宿泊地で合流し、12月26日～27日は１コースを全員で行動。

・人　　数：被招請者10名

通訳案内士（本業務で手配）令和5年12月23日～25日：２名（各コース１名）

令和5年12月26日～27日：１名

随行者（自治体職員等）　　令和5年12月23日～25日：６名（各コース３名）

令和5年12月26日～27日：３名

・被招請者：香港課外活動主任者協会の教育旅行関係者

1. 事業の具体的な内容

　行程に基づき、被招請者が円滑に視察できるよう以下の手配を行うこと。

1. 専用車の手配

以下の通り専用車を手配すること

* 1. 令和5年12月23日（土）～令和5年12月25日（月）

各コースにおいて被招請者５名、通訳案内士1名、随行者３名が乗車可能な専用車を１台ずつ、計２台手配すること。 また、上記人数の乗車に加えて、乗車人数分のスーツケースが積載可能な車両とすること。

* 1. 令和5年12月26（火）～令和5年12月27（水）

被招請者10名、通訳案内士１名、随行者３名が乗車可能な専用車を1台手配すること。 また、上記人数の乗車に加えて、乗車人数分のスーツケースが積載可能な車両とすること。

※有料道路通行料金、駐車代金等の行程上必要な経費や、乗務員の行程上必要とする食費、宿泊費等、必要経費については適切に見積もることとし、諸経費として入札価格に含めること。

※乗務員については安全運転の技能を必須とした上で、道路事情、目的箇所への具体的な道程に熟知した者であること。なお、手配に際し、道路運送法等関係法令を遵守している事業者とすること。

1. 通訳案内士の手配

以下の通り中国語（広東語）の通訳案内士を手配すること。

なお、手配する通訳案内士は、「全国通訳案内士」の資格を有し、語学力だけでなく被招請者に伝えるべき日本の文化や歴史等の知識を有する者とする。

* 1. 令和5年12月23（土）～令和5年12月25（月）

各コースにおいて１名ずつ、計２名の通訳案内士を手配すること。

関西国際空港で被招請者、随行者と合流。事前に担当者と集合時間・場所を調整すること。

* 1. 令和5年12月26（火）～令和5年12月27（水）

通訳案内士１名を手配すること。

※通訳案内士は、事前に本事業の趣旨を把握し、①②の各行程を通して同行でき、円滑な事業実施ができるものを手配すること。

1. 添乗員の手配

以下の通り添乗員を手配すること

* 1. 令和5年12月23（土）～令和5年12月25（月）

各コースにおいて１名ずつ、計２名添乗員を手配すること。

* 1. 令和5年12月26（火）～令和5年12月27（水）

添乗員1名手配すること。

※添乗員については、事前に本事業の趣旨を把握し、①②各行程を通して同行でき、旅程管理及び、連携先・通訳者との連携を図り円滑な事業実施ができる者を手配すること。

※旅程管理のほか、行程上必要に応じた訪問先の入場料、有料道路代・駐車場代、宿泊代、食事代等の当日支払いが必要となる経費は立替払いを行うこと。

1. 宿泊施設・食事の手配

宿泊施設・食事については（別紙２）の通り甲にて手配。各宿泊施設、飲食店に対し、予約の確認及び支払い方法の調整等行うこと。宿泊費、食費については（別紙２）に記載の金額をもとに適切に見積もること。

1. 施設入場料、体験料等

視察先、体験等については（別紙２）のとおり。予約が必要なものについては甲にて手配。必要経費は（別紙２）に記載の金額をもとに適切に見積もること。

1. 報告書の提出

本事業の手配にかかる実施報告書を、履行期限内に１部提出すること。なお、期限は校正期間も含めた期限であることに留意すること。

1. 執行体制

乙は、主担当者、副担当者を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、甲からの問い合わせについて常に対応可能な体制を取ること。

９．公契約条例に関する遵守事項

　本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1. 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
2. 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
3. 最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
4. 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
5. 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
6. 雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。
7. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

１０．その他

・　見積書の提出にかかる費用については、提出者の負担とする。

・　契約締結後において社会情勢や災害等、やむを得ない事情により当該事業を中止する場合については、甲と協議のうえ処理するものとする。

・　本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

・　本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

１１.経理処理

・　見積書内訳の項目及び数量は、実際の手配を保証するものではなく、実数精算・実費精算するものとする。

・　各行程で発生する体験料、入場料、食費、宿泊料等の費用について、各地での支払いが発生しないよう調整し、原則甲がファムトリップ終了後に乙に対して委託料としてまとめて支払う。やむを得ず各地での支払いが発生する場合は、甲と協議の上、予め甲に仮払い等調整をすること。

・　委託料が確定した結果、契約時の委託料から減額が生じたときは、契約の変更をすることなく減額した確定額を支払うものとする。また、本業務により発生した収入があるときは、契約時の委託料から当該収入額を減額して支払うものとする。

１２．発注元

関西５府県連携教育旅行誘致事業実行委員会

担当：関西５府県連携教育旅行誘致事業実行委員会　個別事業担当幹事

（奈良県観光局観光プロモーション課　万博誘客・新市場開発係　岡田）

〒630-8501　奈良市登大路町30番地

TEL：0742-27-8553 FAX:0742-27-3510

１３．履行期限

令和6年1月31日（水）